

と懐ふ。財を惜みて布施さず、蔵し積みて人の知らむことを恐れば、身を捨てて手を空しくして、餓鬼の中に去りて、飢寒寒ゆる心を受けむ。夫れ錢財は、五の家共に有つ。何を五の家とす。一は県官なり。理にあらずして来りて。二は盜賊なり。なほし来りて劫め奪ふ。三は忽に水に瀾ひ流さる。四は忽然に火起らば焚焼かるることを免れず。五は悪しき子なり。理無くして費し用ると。故に菩薩は布施することを歡喜ぶるなり。

怨しき病忽に身に嬰り之れに因りて戒を受け善を行ひて現に病愈ゆること得る縁 第三十四

巨勢部此女は、紀伊国名草郡埴生里の女なり。天平宝字五年辛丑に、怨しき病身に嬰り、頸に癭肉生り、疽れたること大なる疝の如し。痛く苦しきこと切るが如し。年を歴て愈えず。自づから謂はく「宿業の招ぶ所なり。ただし現報のみにあらず。罪を滅し病を差さむには、善を行はむに如かず」とおもひて、髪を剃り戒を受けて、袈裟を着て、其の里に大谷堂に住みて、心経を誦持ちて行道くことを宗とす。十五年を遡て、行者忠仙、来りて共に堂に住む。

忠仙、此の病の相を見て憫ひて、病を看て呪護し、誓願を發して言さく「是の病を愈さむが為に、薬師経と金剛般若経とをおのおの三十巻と、觀世音経一萬巻と、觀音三昧経一百巻とを読み奉らむ」とまます。十四年を歴て、薬師経二千五百巻と、金剛般若経二千巻と、觀世音経二百巻とを読み奉る。ただし千手陀羅尼を問無く誦むなり。いまだ巻の數に満たず。病を受けたる歳より以來、二十八年を遡て、延暦六年丁卯の冬十一月の二十七日の辰時に至りて、癭肉の癭疽自然づから口開き、膿血流出で、平復願の如し。故に定めて知る、大乘の神呪の奇異しき力と病人の行者の功を積める徳となり、といふことを。「無縁の大悲を至りて感る者は、異しき形を播てむ。無相の妙智を深く信ふ者は、明なる色を呈さむ」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

官の勢を仮りて理にあらずして政を為ひて悪しき報を得る縁 第三十五

白壁天皇の世に、筑紫肥前国松浦郡の人、火君の氏のひと、忽然に死にて玻璃国に至る。時に王校ふれば死ぬる期に合はず。故に更に敢へて返す。還

鈔、六所引の觀音三昧経の文を千手陀羅尼経の文である、として両経を同一のものであるかのごとくみなす説(次註所引の觀音の説)は、觀世音三昧経の本文が全文あきらかにされた(京都国立博物館藏本、七寺藏本などによる)現在では誤り。「龍皇流行語毒腫、癭瘡膿血瘡巨堪、至心敬誦大華嚴經三摩耶懺觀世音經(千手千眼觀世音菩薩廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼経)」。六上文に「十五年」「十四年」とあつた。それを合せて二十八年とするのは誤りとはいへないが、天平宝字五年(壬)から延暦六年(壬)までを遡之二十八年とするのは誤り。五、七八七年。この年の九月四日、景戒は夢を見ている(下巻三十八縁)。この夢が大きな機縁となつて原撰本日本書紀は編纂されたと推測される。本説話にみえる「延暦六年丁卯冬十一月二十七日」は、その原撰本の編纂に着手したばかりの頃である。三午前七時から九時のころ。二處は肉腫。三「癭」も瘡も腫瘍。三上文のどの経の効能によつての治病なのか、あきらかでない。三仏の慈悲。三仏の智慧。

第二十五縁 標題に悪報とあるが「現」とはな。六、佐賀県東松浦郡、西松浦郡、唐津市、長崎県南松浦郡、北松浦郡あたり。七、薩摩国風土記には筑紫国火君等祖の、(和)日本紀、五所引筑後国風土記には筑紫国、肥前等國の、かかわつた蘇生説話がみえる。いづれも火君(肥前)自身は蘇生しない。援助者、傍觀者の役割をはたしている。本説話における火君之氏の役割もそれに類似する。六、談魔王の治める國。冥界の名。三人は生きる期間が決定されている、という考えにもとづいた蘇生理由。

中国説話の世界(たとえば幽明録)に多くみえる「算未足」という蘇生理由に近い。

一、冥界に大遊が述べられるのは他に例をみない。二、冥界の釜の中で吉を受けている者が蘇生する者に伝言する例に、法苑珠林・漁獵篇・感心緣所引冥報記・劉慶兒・華嚴経后記・五、康阿祿山などがある。三、十巻二十三縁、中巻七縁。三、く。四、冥界の釜の中で沸き返つて浮沈をくりかえし、言いかけては沈み言いかけては沈む例に、諸経要集・地獄部・業因緣所引旧雜譬喻経がある。五、靜阿摩羅原郡。六、未詳。本説話以外に所伝をみない。七、着いて精米された米を京に送る輸送係の長。八、上文にはこの冥界の名は玻璃国とされていた。上巻二十縁では度南國へ行き黄泉より帰つた、下巻三十七縁では「閻羅王國へ行き黄泉より帰つた」とされている。九、冥界での見聞が文書にされている。一、上巻三十縁。一〇、太政官の判官。左大弁と右大弁。二八、一四年に歿、七十四歳公卿補任。続日本紀を編纂。修史の任務と、本説話にみえるような古い文書の整理とは関係があらう。從四位上とあるが、眞道は延暦十六年(壬)二月十三日に、從四位下から正四位下に進んでおり、從四位上であることはなかつた。下文にみえる延暦十五年三月には從四位下。また、「任其官上」とみえるが、眞道が左大弁となつたのは延暦十六年三月十一日。本説話のころは、左兵衛督であり造管亮を兼ねていた(公卿補任)。三、桓武天皇。三、施院のことであらう。施院は近江国菟歌寺の傳。光信の弟子。少輔部に任せられたのは延暦十六年一月十四日。本説話のころは、律師。